

使用済製品等リユース促進事業研究会（第20回）
議事概要

1. 開催概要

(1) 日時・場所

日時：平成29年3月17日（金） 10:00～12:00

場所：TKP 東京駅前カンファレンスセンター ホール9A

(2) 議事

- 1) 平成28年度の事業概要（報告）
- 2) リユース業界の信頼性維持・向上のための取組について
- 3) リユース・リサイクルの一体的な推進事例（ヒアリング）
- 4) 我が国におけるリユースの現状と今後の方向性
- 5) その他

(3) 出席委員

三橋規宏（座長）、小澤昇、加藤正、佐々木五郎、佐々木創、杉研也、田崎智宏、手塚一郎、波多部彰、服部美佐子、藤田惇、和田由貴（以上、敬称略）

(4) 欠席委員

小野田弘士、北川達郎、黒田武志、長沢伸也（以上、敬称略）

(5) 事例発表

株式会社ecommit（エコミット）代表取締役 川野輝之

(6) 配布資料

- 資料1 研究会名簿
資料2 平成28年度の事業概要（報告）
資料3 リユース業界の信頼性維持・向上のための取組について（案）
資料4 取組事例紹介 株式会社ecommit（エコミット）ご発表資料
資料5 我が国におけるリユースの現状と今後の方向性（案）
参考資料 平成28年度リユース関連事業者との意見交換会について（報告）

(7) その他

本研究会は公開にて実施された。

2. 議事概要

(1) 平成 28 年度使用済み製品等のリユース促進事業 事業概要について

【事務局（環境省 長谷室長補佐）】

- ・ 資料 2 に基づき説明。

【杉委員】

- ・ リユース普及啓発イベントについて、参加者数やアンケートの結果などファクトベースでの効果は確認・把握できたが、実際のところ環境省としてこのイベントをどう評価しているのか。

【事務局（環境省 長谷室長補佐）】

- ・ リユースの普及を目的として実施したイベントである。イベントの成果として、リユースについて周知することはできたと考える。これまでもリユースに取り組んでいた人は今後も続けたいと感じていただいたようであり、また、これまで取り組んでいなかった人に対してもリユースについて周知できたと考えている。

【三橋座長】

- ・ このイベントの開催にあたって、研究会委員、リユースの関係団体に対して連絡・周知はしていたのか。出展等していない関係団体にも事前に連絡をしていたのか。

【事務局（環境省 長谷室長補佐）】

- ・ 研究会の委員には開催予定を事前にメールでご連絡させていただいた。関係団体の方には、事前に個別相談させていただいたケースもある。

【服部委員】

- ・ このようなイベントは毎年続けるのか。

【事務局（環境省 高林室長補佐）】

- ・ まだ決まっておらず、まずは 1 度開催してみたというところである。予算があれば継続・他の地域での展開も考えられるが、現状その予算の確保はできていない。今回は横浜で開催したが、どのような形で開催すると費用対効果が良いのかも検討したい。

【三橋座長】

- ・ 来年度の本事業に関する予算はどうか。

【事務局（環境省 長谷室長補佐）】

- ・ 本事業全体の予算は横ばいの予定である。

(2) リユース業界の信頼性維持・向上のための取組について

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 金谷）】

- ・ 資料3に基づき説明。

【手塚委員】

- ・ 非常にわかりやすくまとめているが、本資料の利用方法・目的について確認したい。
- ・ 現在どのような取組がされているかまとめているが、そのことが「リユース業界の信頼性維持・向上に資する」とは言えないのではないかと。誰に向けた資料であるのかがわからない。整理したことで非常に勉強になるが、そもそもこの資料は誰に向けて、何の意図で作成したのか。

【事務局（環境省 高林室長補佐）】

- ・ 本資料を今後パンフレットのように公開し、周知のために使おうと考えているわけではない。そのような体裁にはなっていない。
- ・ 資料中の「リユース業界の信頼性維持・向上に資するべく」という表現は、言葉を省略しすぎてしまっている。今後、リユース業界の企業・団体の方々に、他の企業・団体ではこのようなことをやっているということ相互に理解・共有するための資料として活用して欲しいと考えている。また、業界での取組を整理する中で、今後の課題を明らかにするための資料としても活用したいと考えている。

【手塚委員】

- ・ これまでの研究会でも、リユース業界としてできることは既に取り組んでいるので、違法な回収業者への対策など、国において何か取り組んで欲しいという意見が出ている。
- ・ 後に説明があると思われる資料5でまとめている「今後の方向性（案）」とのつながりを考えても、単にリユース業界の取組をまとめるだけでは、この資料の価値が低くなってしまっているのではないかと。

【事務局（環境省 高林室長補佐）】

- ・ 消費者から違法な回収業者と混同されてしまうといった問題については、現在、廃棄物処理法、バーゼル法の改正法案が提出されているところであり、制度的な面でも取組を進めたいと考えている。今後、国としてどう取り組んでいくか検討していきたい。

【佐々木創委員】

- ・ 資料3にまとめられているような取組を行った結果として、消費者からどのような反応が得られたのか確認することが必要ではないかと。手塚委員のご指摘への回答ともなる。
- ・ リユース業界の方に、本当にこれ以上できることはないのか、それともまだやれることはあるのか、ということを確認したい。
- ・ この資料を消費者が見たときに、内容が伝わるかどうか疑問である。業界として統合したものを作らなければ、消費者には説明できないのではないかと。

【杉委員】

- ・ 日本リユース業協会の立場から、こうした取組を行うことで、ある程度消費者からの信頼を得ているのではないかと考えている。
- ・ 当協会ではリユース検定を実施しているが、累計で約 8,000 人の受験者、約 4,000 人の合格者を輩出している。受験者のうち 2,000 人近くは会員企業の従業員ではなく一般の方である。リユース検定を受験していただくことで信頼の向上にもつながっていると思う。
- ・ 取組をやりつくしているか否かという話だが、金銭面での問題、予算制限もあるので、各会員企業の取組に任せているというのが実情である。

【波多部委員】

- ・ P.10、リユース電子マニフェスト制度（REMS）について、日本リユース機構では今年 4 月から、家電に限らず、オフィス家具などのトレースも開始する予定である。適正な引取りの標準化を目指すためにスタートしている。
- ・ リユース事業者の方から、当機構への入会希望を頂いているが、コンプライアンス体制が水準に満たしていないためお断りしているのが現状である。
- ・ 環境省、経済産業省、消費者庁などに、リユースに関わる全法律についてまとめたテキストを監修いただき、eラーニングの研修を今年 4 月に開始する予定である。この審査に合格した事業者のみ REMS の利用ができるようにする。
- ・ 「家財評価アドバイザー」という資格制度を作ったところである。資格取得には 1 泊 2 日のセミナーを受講してもらおう。参加費は少し高めとを感じるが、これまでに 40～50 人が参加しており、今後の参加希望も寄せられている。健全なリユース業界を実現すべく頑張っていきたい。

【小澤委員】

- ・ 資料中で取り挙げられた RITEA の取組について、コメントさせて頂く。
- ・ P.4、「情報機器リユース取扱い事業者認定制度」では 37 事業者 55 事業所を認定しており、リユース事業者の事業所を 1 年半毎に訪問し取組状況を確認している。
- ・ リユース品の排出者・購入者である地方自治体や大企業が、個々の事業所を確認することは難しいため、当協会の認定制度を活用いただくと効果的である。PC をリユースに出す際には、RITEA の会員に出すと決めていただいている例もある。
- ・ P.15、Renaissance PC®について、リユース PC の需要の高まりを受けて、リユース専用の OS をインストールして販売するスキームを構築した。この OS はマイクロソフトの公認を得ている
- ・ P.16、「データ消去ソフトウェア評価・認定制度」について、情報端末には個人情報・企業情報が残っているためデータ消去が必要である。世の中にあるデータ消去ソフトウェアは、データ消去が不確実なものも多く含まれるため、ソフトウェアのユーザーである当協会として適切なソフトウェアを認証している。
- ・ 「情報機器 3R & データ消去ガイドブック」は、会員企業のコンプライアンス意識を高めるために、2012 年に関連法律をまとめたもの。内容に問題がないことは行政にも確認い

ただいている。小型家電リサイクル法の施行に伴い一部改訂している。事業者向けの書籍であるが、一般の方にもご利用いただいている。

【佐々木五郎委員】

- ・ P.6、違法な回収業者に関する記述があるが、コンプライアンスの徹底のための取組をそれぞれ進めていると思う。一方で、それぞれの業界団体の中に違法だと思われる会員事業者はいるのか、いる場合にはどのように対処しているのか。
- ・ 現在、廃棄物処理法、パーゼル法の改正が進んでおり、今後雑品スクラップや使用済物品について手続き等を強化するという話を聞いている。それぞれの団体で影響があるのかわいのかを教えてください。

【小澤委員】

- ・ P22、リユース PC の輸出に対する当協会の取組について、環境省・経済産業省による中古判断基準を参考に、関係者の協力を得て基準を策定した。認定されたものには Direct Reuse というシールを一品ごとに貼っている。このシールが貼られているということは完全動作品である証明となる。
- ・ 輸出について、どこの国に、何を、何台、どのように売っているか、会員企業から報告を受けている。今後はトレーサビリティが重要だと思っている。RITEA としては、完全動作品のみを輸出しているので、スクラップとは無縁であるが、スクラップ輸出事業者の取締りは重要である。

【三橋座長】

- ・ 最終的には資料 2 の内容が、しっかりと消費者に伝わるのが重要であろう。消費者への広報を見越して、位置づけをしっかりと書いていただきたい。

(3) リユース・リサイクルの一体的な推進事例（ヒアリング）

【エコミット 川野氏】

- ・ 資料 4 に基づき説明。

【事務局（環境省 高林室長補佐）】

- ・ 消費者がリユース店に品物を持ち込む際、リユースできないものも引取りを要請されるという状況については、各リユース事業者においても苦労されている点かと思う。
- ・ 本日のプレゼンでは、小型家電リサイクル認定事業者と連携していることから、リユースできない製品も引取りが可能であるという話を頂いた。リユース事業者の現状の課題を踏まえた発表・紹介をしていただいた。

【杉委員】

- ・ 日本リユース業協会の会員企業は、FC 含め全国の店舗数が 1,800 にのぼり、店舗を社会イ

ンフラにできるのではと考えていた。廃棄物処理法の遵守のため、リユース不適品は絶対に引き取らないよう会員企業には伝えている。タイ、マレーシアに輸出している企業も各企業で取組を決めていたと思う。

- ・ 1点質問がある。プレゼンでは海外でのリユース・リサイクルが話の中心だと思ったが、これでは資源が海外に流出してしまうことになる。国内でのリサイクル等についてはどのように考えているか。

【小澤委員】

- ・ 日本から出荷する製品の品質はどの程度か。完全動作品か、または輸出先での修理等を想定しているのか。当協会では動作しない、完全動作品でないものは国内でリサイクルしている。

【服部委員】

- ・ 消費者が持ち込んだ小型家電について、すべて引き取ってもらえるということでのいいのか。

【エコミット 川野氏】

- ・ 現在、当社では基本的に国内でのリサイクルを進めている。海外でのリサイクルは、あくまで海外にリユース品として出回ったものの処理ということである。
- ・ 海外では安価に請け負う処理業者も多いので、価格競争が厳しく、適正なリサイクルを事業化することは厳しいが、リユース事業者等に対して、当社に出せば適正にリサイクルできるという安心感を訴求することで物を集めることができるのではないかと考えている。海外でリサイクルした後、国内の事業者と連携して、銅などの資源を再び国内に戻すようにしたい。
- ・ 当社から輸出するPC等は完全動作品である。動作確認は、とてもまじめに行っている。その結果、他社に比べると、リユース品として輸出できる割合は低くなっている側面もある。
- ・ 国内での消費者からの引取りの際には、リユースできるものについては買い取り、できないものについてはリサイクル料金を頂いて回収している。

(4) 我が国におけるリユースの現状と今後の方向性

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

- ・ 資料5に基づき説明。

【田崎委員】

- ・ P.15、今後のリユース政策に必要な考え方で、今後はサーキュラー・エコノミーのような上流の考え方をするという記載になっているが、この書き方ではこれまでの考え方を止めて新たな考え方にリプレースするものであるように読み取れる。リユースの促進を消費者の排出段階と購入段階とに分けて整理し推進するこれまでの方向性は、リユースによる経

済価値を生み出す方向性と両立するものであり、消費者の排出段階と購入段階とに分けて推進することは引き続き有効な考え方である。記載を見直していただきたい。また、消費者の視点に立ってリユースを活用する場面を増やすことや、リユースとして排出することの利便性を高めることの必要性についても追加いただきたい。

- ・ P.16、リファービッシュ、リマニュファクチャリングなどに言及されている部分について、リユース品として排出されるものの中には、すぐにリユースできるものと、リペア・リファービッシュに適しているものが混在しているのが現状である。これらを一体的に取り扱うことができるよう、垂直統合を図る必要がある。このことは別途環境省で開催されていた廃棄物処理法の見直しに関する専門委員会においても強く発言させていただいたが、十分に反映されていない。リユースとリペアの一体的な取扱いを可能とする制度については、今後も本研究会で議論していただきたい。
- ・ P.19、国・地方公共団体等のグリーン購入について、一層の推進の余地があると思っている。昨年度「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を取りまとめたが、国・地方公共団体等でのリユース品調達ほとんどされていない実態が確認されている。手引きとして発出したことで、どのような変化があったのか国・地方公共団体等でのグリーン調達の状況についてフォローアップに力を入れるべきである。

【杉委員】

- ・ P.17、(2)、リユースとリサイクルを一体的に進めることについて、是非進めて頂きたい。もしかしたら「リユースと廃棄物」と言った方が、現状の問題点をより明確に表しているかも知れない。廃棄物処理法などの法令との兼ね合いで難しいところではあるが、これからも検討をしてほしい。
- ・ E-waste を取り巻く問題について、もう少し書き加えてもいいのではないか。昨今の違法輸出の問題、違法回収や押し買いの問題を踏まえて、特に対策が必要な分野ではないか。

【佐々木五郎委員】

- ・ P.16、(1) リファービッシュなどに積極的な事業者が出てくるのは喜ばしいことであり、経済規模を把握することも確かに重要かもしれないが、集めたリユース品の中から部品を取り出して利用する事業を法律上どのように位置づけるかについて、検討が必要ではないか。
- ・ P.17、(2) リユースとリサイクルを一体的に進めるのは良いが、リユース促進のために廃棄物処理法を変えると考えるとしたら、短絡的ではないか。廃棄物処理法には、廃棄物を環境保全上の支障がないように、適正に処理するという大目的があり、リユースを阻害するという側面があったとしても、その理由だけで制度を変更すべきというのは目的をはき違えているのではないか。
- ・ P.19、(6) リユース業界の取り組みについて敬意を表する。一方で、違法な回収事業者の対策が講じられているにもかかわらず、実態としては全く改善されていない。新たな手口で回収する違法な回収事業者が出てきており、自治体としてもその対策に手が回っていない状況である。リユース業界からも、違法な回収事業者への対策についてアイデアがあれば伺いたい。

- ・ P.18、図表 15 にある「安価な商品の提供によるセーフティネットの提供」という表現について、表現そのものは間違いではないと思うが、“低所得者や途上国の人にはリユース品を使わせればよいのだ”という読み方をされないよう書き方を工夫していただきたい。

【和田委員】

- ・ P.20、(6) 消費者が適正な事業者と違法な回収事業者とを区別できるようにするための啓発が重要ではないか。消費者にとって、適正なリユース事業者との見分けがつかないことが問題と認識しながら、「違法な回収業者には排出するな」というちらしで啓発していても、解決につながらないのではないか。両者の違いを分かりやすくするための方策が必要である。
- ・ P.7、過去 1 年にリユース品の購入または排出をしていない人が 6~7 割いるとのことであるが、重要なのはこの人たちがなぜ利用していないかではないか。これまでのイベントやチラシを見ていると、消費者が知らないことを前提として作られているように思えるが、実際はリユースを知っていても利用しない人がいるはずであり、その理由に着目した施策が必要ではないか。

【佐々木創委員】

- ・ リユース促進には、消費者の利便性を如何に高めるかが重要である。P.17、(2)において、自治体でも取り組みを行っているが、どうやって取り組んでいるのかをしっかりと踏まえれば、違法回収業者対策にもつながっていくだろう。
- ・ P.16、(1) リユースの促進をどう評価するのかを考えるべき。売上げの増加によって評価する方法もあれば、物質量をフローで評価すること方法もあるだろう。また、経済効果に着目する場合、自治体内での経済効果はフローでとらえれば当然赤字になってしまうので、ストックで評価していくことも重要である。フローではなく、ストックを試算する新指標の考え方も提唱されており、活用できるかも知れない。
- ・ これだけ長くリユース促進のための検討を行っている国は他にないと思うので、日本発のリユース評価の考え方を世界に発信できればよい。

【加藤委員】

- ・ これまで自治体における廃棄物行政にかかわってきた立場からみて、循環型社会推進基本法の制定以来、自治体において 3R の推進が期待されているが、効果的な施策は講じられていないと感じている。講じたいが効果的な施策がないことが問題である。静脈のみを整備するのではなく、動脈に戻していくという一体的な取組が今後求められるので、そこにリユースを組み入れていくことが重要ではないか。

【手塚委員】

- ・ 資料 2、P.1 の脚注にあるように、違法回収業者は本研究会の検討外となっているが、促進の妨げになっているのであれば、本研究会でも検討してよいのではないか。包括的に検討すればよい。
- ・ リサイクルは定量化しやすく目標設定もしやすいが、リユースはそれが難しい。リユース

促進の目標設定について議論を深め、提案できるとよい。

【小澤委員】

- ・ P.17、(2) リユースができないものは、リサイクルとの共存性をもっと高めるべきだと思う。この点を強調していただきたい。
- ・ P.20、(6) 輸出品のトレーサビリティの強化も必要ではないか。
- ・ 細かな点だがいくつか質問がある。P.8、図表7の「リユース品として売却」は、「リユース用として売却」のことか。また、P.19の使用済み製品の「リユース品としての売却」は、「リユース用の売却」ではないか。

【藤田委員】

- ・ これまで十分に議論を重ねてきたと思うし、そろそろ国による認証制度を作ってよい頃なのではないか。リユース事業者として、何をしてよいのか、何をしてはダメなのかを、これまでの検討でまとめられてきたにも関わらず、実態としては新規参入事業者が好き勝手できる状態である。まずは、認証制度、ゆくゆくは許可制度に発展できれば、廃棄物処理法上のグレーな状態での事業という現状の課題問題もクリアにしていけるのではないか。

【服部委員】

- ・ P.17、(2) のリユース・リサイクルの一体化の模索について、そもそも政策としてリユースを進めるのかブレーキをかけるのかが分からない。消費者の現状として、リサイクルの重要性は認識されているが、リユースの意識は高くない。
- ・ そうした中で、自治体が違法な回収業者対策の啓発チラシを配り、違法な業者に出すなどというメッセージが先行してしまうと、消費者はリユースするのは止めて、粗大ごみとして出してしまおうと思うのではないか。
- ・ これまで、せっかく地方自治体でモデル事業を展開してきたのであるから、その成果を活かしていただきたい。自治体において、リユース推進においてできる役割をしっかりと検討いただきたい。

【波多部委員】

- ・ 本研究会も20回目を迎える、検討を重ねているが、かねてから話題にはでているが進んでいない、リユース促進のために法律を作る気があるのか。環境省に確認したい。

【三橋座長】

- ・ この場ですぐに返答をするのは難しいかもしれないが、どうか。

【事務局（環境省 長谷室長補佐）】

- ・ 今後も引き続き検討を重ねていきたい。

【三橋座長】

- ・ この件については、経済産業省との調整などの面もあり、難しい点多々あると思うが、

委員からの要望が強いことは環境省にも認識しておいていただきたい。

- ・ 消費者は出し手であると同時に、買い手でもある。消費者の位置づけが資料 5 の(7)として追加されるべきだろう。

【服部委員】

- ・ 来年度は第四次循環基本計画の見直しがあるとのことだが、この研究会は今後続いていくのか。また、来年度何を検討する予定であるのか、わかる範囲で教えていただきたい。

【事務局（環境省 長谷室長補佐）】

- ・ 取組の内容について現時点でお伝えすることは限られているが、研究会が続くことは確かである。

【三橋座長】

- ・ 今年度は環境省の担当者に入れ替えもあって、慌ただしかったのかと思うが、来年度は3月になって研究会を1度のみ開催するということはないようにしていただきたい。

(以上)